

参議院文部委員會議録第十三号

昭和二十八年七月二十七日(月曜日)午後一時五十分開会

出席者は左の通り。

委員長 川村 松助君
理事 木村 守江君
荒木 正三郎君
八木 秀次君

委員

大谷 實雄君
大木 幸弘君
谷口 弥三郎君
横川 信夫君
吉田 萬次君
杉山 昌作君
高橋 道男君
相馬 助治君
長谷部 ひろ君
須藤 五郎君
中川 源一郎君

衆議院議員

國務大臣

文部大臣

大達 茂雄君

政府委員

文部政務次官

福井 勇君

文部省初等中等教育局長

田中 善男君

文部省社会教育局長

寺中 作雄君

文部省管理局長

近藤 直人君

事務局側

常任委員

工樂 英司君

第七部 文部委員会會議録第十三号

本日の會議に付した事件

○勤勞青年教育振興法案(荒木正三郎)

君外十七名發議

○高等學校の定時制教育及び通信教育振興法案(衆議院提出)

○學校教育法等の一部を改正する法律案(内閣提出・衆議院送付)

○危險校舍改善促進臨時措置法案(内閣提出・衆議院送付)

○委員長(川村松助君) 只今から文部委員会を開会いたします。

勤勞青年教育振興法案を議題といたします。發議者から提案理由の説明を求めます。

○荒木正三郎君 只今勤勞青年教育振興法案の御審議をお願いするに当り、發議者を代表いたしまして、私から本法案の立案の趣旨を御説明いたしますと共に、その内容の概略について申し上げたいと存じます。

憲法及び教育基本法は、教育の機会均等という大原則を掲げておりますが、わが国の勤勞青年の大部分にとりましては、現在、遺憾ながらこの原則は殆んど實質的には保障されておられません。

試みに昭和二十七年三月の義務教育修了者について申し上げますと、總數百七十二万余名のもののうち、高等學校の通常課程へ進学した者は、三八%にとどまり、更に高等學校の定時制課程に進みましたが、一%、高等學校通信教育を受けるもの、〇・二%を加えまして全体の一%、即ち過半数以上のものは、能力の如何を問はずそれ以上の學校教育を断念いたしておるわけでありませう。

更に又、高等學校課程を終了した者につきましても、その多數のものは、大學進学の途を阻まれておる実情であります。

さて、現在、わが国におきましては、勤勞青年に対する學校教育施設をいたしまして、定時制高校、高校通信教育、大學夜間部、及び大學通信教育等を敷ることができませう。

そのうち、まず第一に、定時制高校と高校通信教育について、その現状を申し上げますと、定時制高校と高校通信教育は、農山漁村等の僻地にまで、最も適當な方法であります。

殊に定時制高校は、その教育活動が夜間とか、特別の時間、時期において自由に行われるものでありまして、働きながら通常課程の學校と全く同等の教育を履修致しうるとともに、各目的の好む教科を好きなだけ学べるという科目別履修の方法もありまして、また、その學校施設と教職員を活用致しますならば、社會教育講座や公民館の行う定期講座等を開設いたしまして、社會教育の振興にも多大の貢獻をなしうるわけでありませう。

従つて、義務教育を終えた勤勞青年教育の振興には、この定時制高校の普及拡充をはかることが最も有効適切な方法であると申さねばなりません。

ところが、現在、この定時制高校の設置者は市町村の場合が相當多數に上つておりますが、市町村はすべて定時制高校に非常な熱意をもちながら、義務教育の施設整備のために、その貧弱

な財政の殆んどすべてを消耗いたしておる現状では、定時制高校には殆んど手の廻らないことは、やむを得ないところであり、都道府県もまた、全日制高校のため、その教育費の大部分を費消いたしておるため、定時制高校に対する補助や、高校通信教育を充実する余裕は持つておりません。地方財政のこのような窮乏を具さに考えますと、定時制高校や、高校通信教育の維持運営や整備充実には、もはや國の援助をもとめる以外には途のないことを痛感致さないわけには参りません。

定時制高校の教職員給は、昭和二十三年度から施行されました市町村立學校教職員給与負担法によりまして、義務教育諸學校の場合と同様に都道府県の負担となり、更に同じく昭和二十三年から、公立高校定時制課程教職員費國庫補助法によりまして、この教職員給の四割を國庫で負担することになったのであります。昭和二十五年、この教職員給の國庫負担が平衡交付金に移行いたしました直前には、この負担額は年額六億圓に達するに至りました。

その後、平衡交付金に移りましてからは、府県に対する國の財源保障は、自からきわめて不明確となりましてたゞ、現在その教職員定数は暫定基準(乙号表)にも達しない地方が多く、そのためのおのずから授業内容も不十分となり、生徒も向學の機會と意欲とを著しく減殺され、現場の教職員の苦勞は名状しがたい現状であります。

第二に、大學夜間學部と大學通信教育との現状を見ますと、まず、大學夜

間部は短期大學を別に致しますと、國立三校、公立三校、私立三校、計三七校にすぎないのでありまして、既に數年前から各地に夜間部増設の運動が盛り上つております。

國は、國立大學の夜間部につきましてその設置に要する経費は地元負担の立前を主張してまいりました。遂に今日までその増設の期待に応えるに至つていないことは、甚だ遺憾であると申さねばなりません。

次に、大學通信教育は、農村を初め、僻遠地等において勤勞青年教育において果してあります役割は、極めて重大であります。今、今日、大學卒業課程の通信教育部をおく大學は、私立の六校だけでありまして、しかも所要経費の關係で、まだ完全に卒業資格を得るような通信教育とは殆んどなつてはいない実情であります。

しかも、これらの大學夜間部や、大學通信教育は、いずれも、その特殊性のため、教職員の負担過重の傾向がきわめて著しく、教職員給や、運営費等において、國の積極的な充實、助成の措置が是非とも必要なのであります。

勤勞青年教育の施設の現状は、およそ以上の通りでございます。現在、勤勞青年の就學が、きわめて困難でありますのは、只今、述べましたような教育施設の不足不備が重大な原因をなしておりますが、個人的原因と致しましては、勿論、經濟的理由を挙げなければなりません。就學困難な者に対して、育英資金貸与の大幅適用や、授業

料の減免或いは教科用図書等の補助等によつてそれ／＼、奨學の措置を講ずる必要がありまことは、言を俟たないところでありま。併し、勤勞青年の就學問題について更に注目いたさればならないことは、最近、職場におきまして、職制強化や労働強化の影響を受け、定時制高校或は夜間大学に就學する勤勞青年に対する圧迫が次第に激しくなつておる事實でありま。勤勞青年に對しまして、眞に教育の機会均等を保障いたすためには、奨學制度の確立と共に、更に進んで就學を保護する措置も又現在必要となつてきておるま。

およそ以上のような勤勞青年教育の現状に鑑みまして、その振興のため、最も有効適切な法的措置を此の際、早急に講ぜねばならぬと存じ今回、本法案を發議いたした次第であります。次ぎに、法案の骨子を申し上げますと、本法案におきまして、勤勞青年と申しまものは、義務教育を終了したのち、勤勞しながら、学校教育法に規定された学校の教育を受けるものを指しております。

次ぎに、勤勞青年教育と申しまものは、定時制高校の教育、高校通信教育、大学夜間学部教育、及び大学通信教育をさしておるま。本法案は、まずこのような勤勞青年教育につきまして、国が地方公共団体と協力して、その振興を図る任務を持つことを、明らかにいたし、つと共、充實した勤勞青年教育を実施して行くためには、国及び地方公共団体に於いて、何よりも、それに従事する教職員の員数及び待遇について、特別の考慮を払わねばならぬことを規定いた

しました。次ぎに、本法案が措置を講じました具體的な、勤勞青年教育の振興方法について申し上げます。まず第一に、現在勤勞青年教育において最も重要な役割を演じております定時制高校及び高校通信教育を普及充實いたすために各種の法的措置を定めまし。即ち、先ず、都道府県は定時制課程の高等学校を、できる限り広汎に設置して、高等学校の勤勞青年教育の普及充実に努めねばならぬことを規定致し、同時に、公立の高等学校の勤勞青年教育に従事する教職員の給与費等につきましては、地方公共団体等において要する経費の実支出額の二分の一を国が負担することとしたし

ました。次ぎに、国は公立の高等学校が、勤勞青年教育を行うために必要な施設設備で、文部大臣の定める基準に達しないものを、その基準迄、引上げようとする場合等には、予算の範囲内において必要な経費の二分の一以内を負担することとしたし。私立の高等学校が、勤勞青年に對して教育を行なう場合にも、教職員の給与費や施設設備費につきまして国は予算の範囲内において、その経費の二分の一以内を補助することができることとなつておるま。

第二に、大学の勤勞青年教育につきましては、国は国立大学の場合は、夜間学部の設置及び通信教育の実施、並びに勤勞青年教育に必要な施設設備の整備充実に努めねばならぬことを明らかにいたし、共に、公立又は私立の大学については、予算の範囲内に

おいて、勤勞青年教育の振興のため、特に必要と認められる経費の二分の一以内を補助することができようようにいたし。第三に、勤勞青年の就學の奨励と保護につきましては、授業料の減免、學資の補助、及び教科用図書に関する特別の考慮や措置につきましてそれ／＼規定を定め、共に、就學の保護に關しましては、使用者に一定の義務を定め、特に高等学校の定時制課程教育につきましては、罰則を設けて、就學の保護を更に適確に致すこととしたし

以上を以ちまして、法案の内容の説明を終りますが、本法案は附則におきまして従来、殆んど国の助成対象から除かれて参りました各種学校を取上げ、一定の場合、国はその行います勤勞青年教育に類する教育に對して必要な経費を補助しうることとしたし。なお、施行期日について一言申し上げますと、本法案はその施行を昭和二十九年四月一日からと致しました。以上が、この法律案の提案の趣旨及び内容の概略でございますが、勤勞青年教育のまことに要請すべき現状にかんがみまして、慎重審議の上速かに議決下さるよう、切に御願いを申し上げます。

○委員長(川村松助君) 次に高等学校の定時制教育及び通信教育振興法案を議題といたします。發議者から提案理由の説明を求めま。

○衆議院議員(中川源一郎君) 今回中川源一郎外八名から提出いたしました高等学校の定時制教育及び通信教育振興法案につきまして御説明を申し上げます。

昭和二十三年度に旧制中等学校の制度が改革されまして、新制高等学校の制度が生まれまし。同時に、勤勞青年のための教育制度といたしまして高等学校に定時制の課程と通信教育とが設けられまし。これは御承知の通りであります。この定時制の課程と通信教育とは全日制課程の教育とその内容において、全く同等のものを授けるものでありまして、教育基本法にいう教育の機会均等を実現することを目標とするものであります。この二つの教育は、勤勞ながら學ぶ、恵まれない青年達の向學心を振起し、まして、昭和二十三年定時制課程の生徒数十七万であつたものが昭和二十八年におきましては、約五十八万に、通信教育においては昭和二十三年に九千であつたものが、昭和二十八年におきましては約三万四千というように、生徒はこの五年間に著しく増加しているものであります。このように増加いたしましたのは、定時制課程では、特に地方の実情に應じた教育の実施に重点をおいておるのでありま。学校所在地の産業を振興させ、産業においても文化においても眞に村作りの中心となる青年の育成に寄与し、その成果が大いに認められた結果であります。又通信教育につきましては、通學距離の關係や勤務の都合その他経済上の事由によりまして定時制課程さえも通えない勤勞青年の要求に合致したものであります。従つて、遠識の地方公共団体では大いに定時制課程を設置し充實いたしまして、一そう地元の産業文化、教育の

振興を図りたいと願ひ、勤勞青年達も、定時制教育や通信教育によりまして、将来国家社会のために有為な人間になるため大いに自分の力を伸ばしたいと考えておるのであります。定時制課程も通信教育も地方財政の困難によりまして、現在のところ、すこぶる貧弱なのでこれらの青年の熱意に到底応え得ない窮乏なものであります。

例へば、定時制分校では理科設備などは全然なく黒板と白黒で授業しておるものも多く、家庭科教育に必要なミシンも僅か一台で数十人の女生徒が學習することなどは、珍らしい事例ではあります。

又、通信教育につきましては、昭和二十七年まで実施していた科目は国語、漢文、解析Ⅰ、Ⅱ、幾何、地学、一般社会、世界史、日本史の九科目でありましたが、御承知のように通信教育では教科書の他に学習指導書がなければ授業ができませんのでありますが、学習指導書の發行されたものは僅かに、国語、解析Ⅰ、地学、の三科目に過ぎません。これは、学習指導書の需要部数が少ないため、企業として成立たない、その發行を引受けるものがないという現状であります。

通信教育におきましては、本年度更に十二科目を増加してあるのでありますので、学習指導書が順調に發行されるよう、国庫補助を行う必要があるものであります。かように盛り上つて來ました勤勞青年の向學心を満足させ、且つ、これら青年にとつて定時制課程及び通信教育が魅力のあるものとするためには、定時制及び通信教育の設備を充實すること、通信教育の学習指導書の發行を促進し、巡迴指導の旅費を

振興を図りたいと願ひ、勤勞青年達も、定時制教育や通信教育によりまして、将来国家社会のために有為な人間になるため大いに自分の力を伸ばしたいと考えておるのであります。定時制課程も通信教育も地方財政の困難によりまして、現在のところ、すこぶる貧弱なのでこれらの青年の熱意に到底応え得ない窮乏なものであります。

例へば、定時制分校では理科設備などは全然なく黒板と白黒で授業しておるものも多く、家庭科教育に必要なミシンも僅か一台で数十人の女生徒が學習することなどは、珍らしい事例ではあります。

○委員長(川村松助君) 次に学校教育法等の一部を改正する法律案を議題といたします。本法律案は去る七月三日に提案の理由の説明を聴き、質疑は本日が初めてでございます。御質疑のあるかたは御発言を願います。

した非常に重要な文藝政策の一つでございます。只今文部省といたしましては、その趣旨に副いましてこの教科書検定制度を実施し、なお将来もその線に沿つてこれを運用して行く方針でございます。お話のようにこれを国定制度に更改するというような考えは

○相馬助治君 教科書の採択については、そうしますと結論的には現行法通り府県の教育委員会に最終的な責任を負わせていることで足りりとするものですか。

○政府委員（田中義男君） 採択の問題

てこのことをお尋ねしたいのです。

○政府委員(田中義男君) お話の検定と採択とは、これは別に考えておるのでございます。採択は、これを實際にそれ／＼の学校に使用する立場においてどれが適當であるか、殊にそれぞれ地方の實際の教育に最も適當なもの

ておるところにはそれが許されるという現行法のほうが妙味があるということが理論上は言い得ると思うのです。にも拘わらず、今般こういうふうな一部を改正する法律案を提出した本当の文部省の肚というのは何なんですか。

○政府委員(田中義男) 教科書の採

扱を廻りまして、いろいろ／＼世上批判のあることは承知いたしておりますし、又種々問題のあることも承知いたしておりますのでございまして、そのためには業者の間におきましても当然そのことに關し相當な反省をいたし、なお特に本年の三月には業者を以つて社団法人の教科書協会を組織し、そして出版倫理の推進のために非常に努力をいたして参つておるのでございまして、必ず將來その実績を上げることと期待をいたしておるのでございまして、それからなお検定について、国と地方と両方でその権限を持つても差支えないのじやないかと、こういうお話でございまして、實際問題として、この検定をいたすためには、相當な行政機構の問題、或いはそれに伴う経費の問題と、なか／＼相當なこれには費用或いは人手を要することでございますので、これが国でもやり、地方でもやる、そして而もそれが一方で合格したとか、又他方で不合格になつたとか、これは實際問題としてむしろ非常な混乱を来す虞れもございしますので、従つて私もどちらかに一つにすることが適當であり、これを一つにするとして、国のほうに一本にすることが適當である、かような結論に達しておるのでございます。

○相馬助治君 私はいかにいへば、いろいろ議論がありますが、それらは關係法規を参照して、又次の機会に重ねて質疑をいたします。基本的な問題として私は質疑を以上にとどめておきます。

○荒木正三郎君 教科書の検定については、現行法においては教育委員会がやるようになっておる。で、当分文部大臣がやるというのは現行法の建前でありまして。ところが今度は、教育委員会の検定権を否認して、そして文部大臣一本で検定をするというふうに変えられたわけですね。その理由として挙げられてゐるのは、教科用図書の内容の充実と教育水準の維持向上を図るためであると、こういう理由を挙げておられるわけなんです。そうすると、この理由から見れば、教育委員会に検定権を持たせれば詰らない教科書が出て来る、だからいい教科書を出すためにはどうしても文部大臣にしなければならぬ、ということになると思ふのです。これは教育委員会に検定権を持たすというときにも、若し今の見解が正しいとすれば、それは予知された問題だらうと思ふのですが、現行法のとき文部省の考え方を一つ改めて説明して頂きたいと思ふのです。教育委員会に検定権を持たせればどうもよくない教科書がでるのだと、だから文部大臣に持たせなければいかんという今度の改正ですね、当初そういう考え方がなかつたかどうか、一つお聞きしておきたいと思ふのです。

○政府委員(田中義男君) 最初の、文部省が検定しない地方の検定ではない教科書がでる、必ずしもそういうお話を提案理由ではなつておるがというお話を聞いてみますが、必ずしもそういう消極的な実は気持ではございませんで、やはり將來の充実、維持、向上と、こういう積極的な考え方から制度改善を考えておるのでございまして、決してさうな極めて消極的な気持でもございませぬ。

それからお立法當時に一体どういう考え方があつたか、今考えておることは当然そのときに考えるべきじやなかつたかというお話でございまして、実は私當時のことを甚だ相済みませんが、けれどもよく存じませぬのでございまして、併し當事の事情からいいたしましても、ともかく法律としては一応教育委員会法にかような規定を設けて、而もこれも必ずしも直ちに施行いたしておりませぬ。と同時に、又学校教育法におきまして監督庁と言つておつて、而もその監督庁をこれを当分文部大臣とする、こういうふうな規定になつておることから考えまして、やはりここに数年の経過を辿りました今日におきまして、ここに私どもとして將來の検定制度の上から言つて、これを健全に育てて行きますためには、かような改正案を出しますことが最も適當である、かような結論に達しておるのでございまして。

○相馬助治君 関連して……。今の荒木さんの意見に対する田中局長の答弁は甚だ私不勉強だと思ふのです。本法案が立法された當時の事情を詳しく知らないと言つても、それではこの委員会を通らない。それならば當時の事情を知つてゐる人をこゝへ出して来なさいという理窟が出て来るのです。私が申し上げたや恐縮ですが、この法律案ができたときには、府県の教育委員会に教科書の検定権は持たせることが正しいのだと文部省は言ひ切つてゐるのです。ところが現実にはさうなることは出発當初の府県教育委員会に求めることができないから、経過年度をとつて、その間に地方の教育委員会が教科書検定をし得るまでの実力を作るように文部省は指導すると、こ

う言つておるのです。ですから経過を見てやるというならば、当然その文部大臣が権限を持つていた分をはずして府県へ任せるといふことのほうが筋から言つて正しいのです。私さつきなせそれを言わなかつたかといふことは、理窟はさうだが、現実にはその理窟だけが正しいと本員は思へないから、私はその自分の意見を挟んで言わなかつたのですが、田中さんが當時のことを知らないといふから、當時のことではこういうことだといふことを私はここで附加して、そんならばその間文部省は何してゐたのですか。それから当然府県の教育委員会に任せるといふするのだという意圖を以つてこの経過年度をきめたので、今日逆行するに足すだけの理由がなければならぬのですから、それだけの見解を承わらなくちやならないといふことになるのです。これについて一つ御答弁を煩わしたいと思ひます。

○政府委員(田中義男君) 私は只今申し上げたのでございまして、一応余りに想像的なことを申し上げるのも如何かと思ひまして率直に御答弁いたしたのでございまして。文部省としては、お話をうにこの検定制度を育てて行く、こういう考え方、そして文部省がやる場合と、時には教育委員会において府県がおやりになる場合と、この利害得失等について、指導しながらも相當事情を見て私は検討して参つておることと承知いたしておるのでございまして。その利害得失、検定制度の將來といふものを考えました結果、ここにあらえて新たな結論としてかような法案を提出することになりました。かよう

○須藤五郎君 両委員の質問を聞いていますと、どうも率直に言へば、各府県の教育委員会の検定に対して信頼がおけない、過去の業績に照らして信頼がおけないから文部大臣一本の検定にするという意向らしいですが、具体的にどういふ点が信頼できないのか、そして又、文部大臣一本の検定にしたら、果してそれが信頼がおけるのか、それを確信がどこから生れ出るのか、それを聞かしてもらいたい。これは由々しい問題だと思ふのです。あなたたち文部省として、各府県の教育委員会に対する不信任案と同じだと思ふ、だからもつと具体的に、不信任案を突付けるのならば具体的にどういふ点だといふことを挙げなかつたら不信任案にならない、だからそこを具体的に述べてもらいたいと思ひます。

○政府委員(田中義男君) これはただ信、不信といふ実は問題ではないのでございまして、事務の健全な發達、或いはその運営の点から申しまして提出案のようにしたほうがいいと、こういう考えなんです。そこでそれならどういふふうなことを具体的に考へてゐるかといふことを申し上げます。先ず第一には、先ほども申しましたように、これが府県で、府県毎に検定されるということになりますと、勢い教科書の府県版がでると、こういうふうになるかと思ふのでございまして。そういつたふうな場合に、ともかく教育、殊に高等学校、更に義務教育になりますと、これについては全国的なやはり視野に立つた教育性といふものが薄れては困るわけでございまして、そういうふうな点からその教育水準の維持向上を図つて行くと、こ

いう面、それは延いて教育の機会均等ということにも結び付いて来る事柄でございまして、従つてここにやはり府県版というふうなことになる虞れのある府県検定よりも、全国一本にして、中央においてこれを検定する、そのことが又同時に結局地方における学力のアンバランスというふうなことをも防ぎ得ることだと思つてございまして、それからなおこれは社会にいろ／＼御批判を受けておりますように、定価の問題でございまして、この定価になりまして、これは申すまでもなく需要供給の原則で、従つて需要量が極限されて減りますという事は、それ／＼の教科書については非常に値上りを来たすわけでございまして、これを實際について調べて見ますと、各府県の児童の数は、平均大部分の県が一年生について四万以下でございまして、十万を超えておるのは、東京と大阪、北海道しかございせん、一番少ないところになりますと、鳥取県でございまして、これは中学校が一萬三千人、小学校において一萬二千人という一年生の児童しか持つておりません。そうしますと、仮りに四万人の児童があつたにいたしましても、それに使用させます教科書というものは、恐らく少くとも数種類のものが採択をされることになりまして、そうすると一種類の教科書についてせい／＼一萬というふうな需要数になりますと、これは非常に教科書として高いものになりますので、業者について聞きますと、大体黒の、いわゆる普通の活版刷りにいたしまして二倍、これを色刷し、平版でいたしまして三倍にもなるというふうなことが予想されるのでございまして、のみならず、

機構から申しまして、各府県四十六県でそれ／＼ここに検定制度を布かれることになりまして、業者の立場になりますれば、従来一カ所に対して手続きその他をすれば済むものが、四十六都道府県に対して教科書検定のためにいろ／＼経費をかけ、人手を要してやる、そうすれば費用から申しまして四十数倍の費用になつて来る、こういうふうなことになるから、非常に高いものにつくのでございまして、従つて定価の点から申しまして、只今最も御批判を受けておる一つの事柄でございまして、これも非常に支障が来るのじやないか、こういうことがあるのでございまして。

それからなお先ほどもお話がございましたが、教科書の採択或いはその選定につきまして、いろ／＼弊害の起ることも心配されるのでございまして、これが府県の検定となりますと、勢い各業者におきましては非常に死活の問題であるということが、もつとこれは切実になつて参りまして、従つて公正なる競争を一層公正なものに導く虞れがないでもないと考えられるのでございまして、さういふわけからいたしまして、實際問題からいたしまして、又教育的な立場から考えてみまして、この際文部省提案にいたしてありますこの検定制度の改革が適當であるうと、かように存しておるのでございまして。

○荒木正三郎君 この問題につきましては、私は文部大臣に質疑をしたいと考えておりますので、御出席をお願いしたいと思います。

○委員長(川村松助君) 文部大臣今参られます。

○荒木正三郎君 ただそれ、お見えになつてから質問を続行いたしますが、もつと私は端的にお伺いしたいと思ひます。というのはですね、教育委員会法の第五十条の第二項「文部大臣の定める基準に従ひ、都道府県内のすべての学校の教科用図書の検定を行うこと。」これは明らかにすべての学校の教科用図書の検定は教育委員会がする、これは明記されておるわけなんです。これは政府の提案になつて立法がされておるわけなんです。この法案を出したときは、政府は、教科用図書の検定は教育委員会がすべきであると、こういう考えに立つて行なつたものであります。ところが、今度の改正案では教育委員会にやらすことはいけぬ、文部大臣がしたほうがいいのだというふうな變つておるわけなんです、そうすると文部省の考えは、根本的に變更を來しておるわけでありまして、なぜさういう變更を來したかということ、文部省の考えが、この現行法は誤りであつたと、こういうふうな考へておるわけですか。それをはつきり端的におつしやつて頂きたいと思ひます。

○政府委員(田中義男君) 私どもは、この現行法が誤りであるというふうにはつきり考へておるわけではございせんが、併し我々がその後實際問題として運用して來、なお検討し、將來をも考へました場合に、ここに新たな改正を要する必要がある、こういうことなんでございまして。

○荒木正三郎君 私は誤りでなければ變へる必要はないと思つてます。検定権を教育委員会に渡してあつたのが、それではうまく行かない、だから變へるのだというのなら理由がわかり

ます。併し教育委員会に持たしておつてもこれは誤りでない、いいのだというところであれば、どうして變へる理由がそこに生れて來るかというところで、これはもう少し申上げますが、今まで教育委員会は教科書の検定を實際に行なつたことがあるのですか、少くとも私はないと思つてます、それは暫定措置として文部大臣がやるようになつていますから、今日まではすべての検定教科書、すべてと申しませんが、少くとも義務教育に關係するやうな教科書は文部大臣が全部やつて來たと思つてます。教育委員会は何かやつておられんです、それを過去のいろいろな経緯に鑑みて變へて行くのだと、教育委員会がやつて變へる教科書を檢定されておるといふのだというふうな事實があれば、それはさういふ議論も立つて來ると思つてます。全然さういふことはやつておられない、文部大臣一本で檢定をやつて來られた。さうして今變へるというからは、教育委員会ですらしてはいけぬのだというはつきりした理由がなければ、こういう法案は出て來ないと思つてます、ですから、さういふ点を明白に僕は説明してもらいたいと思つてます。

○政府委員(田中義男君) 法律を作り出した際にはそれ／＼の理由があるのをごさいます、併し我々として検討をいたしました結果において、これを新たな視野から改善をし、或いは改革をしよう、新たなことに改正案を提案するということもこれは理由のないことではないと思つてございまして、お話をさういふに、地方検定をやつたというこの事實はございせん、併し現在の状況からいたしまして、それはよくない

ので、新しい改正案によつたほうが適當である、かような実は結論に達しておるのでございまして。

○荒木正三郎君 私のお尋ねしておる点についての答弁にはならないと私は思つてますが、私の考へは、今直ちに教育委員会に検定権を持たすということが今の教育委員会ではやりにくい、だから文部大臣の検定権をもう少し延すのだと、さういふ見解ならこれは私は承しないことはいけません。併し根本的に、教育委員会に検定権を渡したのを取上げてしまつたというようになれば、これははつきりとした理由がなければならぬ、府県単位でばら／＼になるとか、金が上るとか、さういふことは初めからの檢定権をどこに移すかといふときに十分論議されておるわけなんです。さういふことも考慮されて、さうして教科書檢定は教育委員会がやるのが正しいとさういふ結論が出たから、さういふ今の法律になつておるわけなんです。それをもう今は教育委員会に渡して悪いのだと、文部大臣にもう取上げなければいけぬのだと、さういふ議論になれば根本的に方針が變つて來るのですから、それだけの理由がなければならぬと思つて、而も先ほど、経緯といふことは全然ないわけなんです。教育委員会が教科書を檢定しておらないのですから今までは、だから教育委員会がやつた決定はうまく行かなかつた、さういふ理由は全然ないのですから、私は教育委員会に教科書檢定をやらしてはいけぬのだといふ新たな理由はつきりした理由がなければ、これは困ると思つてます。さういふ点について説明をお願いしたい、さう言つておるのですよ。もつと端的に言

うならば、教育委員会に検定権を持たしたことは誤りであつたと認められるのかどうか。

○須藤五郎君 僕が質問したのもその点を質問しているのです。ところがこれまで教育委員会ですらに検定をやつたことがあつて、その結果がいろいろ府県版がでたり、いろ／＼どうのこうの、面白くないことがあつたからこれを要するのだという答弁ですが、今荒木君のお話を聞いてみると、教育委員会が検定したことはないという、ないものを仮定してそうしてそういう権限を大臣に一本に取上げてしまおうというのだつたら、これは以つての外だと思ふ。而も健全なる発達というの、今まで大臣がやつておつて、それや健全な発達がなされてなかつたのか、教育委員会がやつて健全な発達がうまく行かなかつたから大臣が一本にするというのならまだ理由がわかるけれども、これまでの大臣一本にやつていて、そして健全な発達が行かなかつたというなら、今後又大臣がやつても健全な発達がいかんということになるのだが、どうもそこらの答へがはつきりしない、だから荒木委員の答へに對すると同時に、その点をはつきり答えてもらわないと我々わからな

い。

○政府委員(田中義男君) 先ほど三、三三三問題としての支障の起ると予想されることについて申上げたのでありますが、現在採択の行われておるこの実務問題からいいたしまして、この採択、選任については、無論先ほど申しましたような見解でおりますけれども、併しそれから考へてみましても、更にここに検定権そのものの關係をこの

採択権の所在とくつ付けるというようなことになるますと、一層いろ／＼な事態において適當でない、かようなことを実は予想いたしたのでございまして、従いまして過去の法文が誤つたというわけではございませぬけれども、併しその後の事情等によつて我々検討した結果、ここに新たな結論を以つて改正案を作つたと、かようなこととてございまして。

○荒木正三郎君 私はこの問題についてはもう一点問題がある。併しこれは事務的な答弁を求める性質の問題でないと思ふのですが、どうも先ほどからいろ／＼懇切に御説明は願つておるわけなんです、どうも教育委員会に与えた検定権を今度は取上げるという

ことについて、はつきりとした理由が私どもにはよくわからない。もう一つ申上げます、これは局長にお伺いするのですが、まあ文部省はよく教育の中立性ということをおつしやいます。私はこの文部省のおつしやる中立性ということはよくわからないのですが、まあ一遍ゆつくりお伺いしたいと思つておる問題でございまして、少くとも憲法や教育基本法の精神から言つて、教育が一方一派に偏してはならないということは、私は当然のことだと思ふのです。そこで日本の政治を考へて見ると、これは政党政治です。いわゆる一党或いは数党による政治が行なわれるわけなんです。政党的責任政治、これが憲法の建前になつておると私は思ふのです。そういうことから考へて、教育が政党政派に利用といひますが、そういうふうなものに偏りされないと、そういう趣旨の下に教科書の検定権を私は教育委員会に渡したのだらうと思ふ

のですがね、そういう大きなところから私は来ていると思ふのですが、これは当初この検定権を教育委員会に渡したときの見解しやなかつたかと思ふのですが、どうですか。

○政府委員(田中義男君) 教育委員会制度、これがお話のように、これはもう教育委員会法の第一条にはつきり明記されておるところでございまして、併し申上げるまでもございませぬので、お話のような趣旨において教育委員会制度がとられまして、やはりここに教科書検定という問題も従来特に無論国定でやつておつたわけではござい

ますから、それをそれ／＼各府県の決定権を持たしたということ、やはりその線に沿つたものだらうと思ひます。併し他面それならば私も今回企図いたしましたこの改正案によつて……

○荒木正三郎君 私の質問だけで結構です。

○政府委員(田中義男君) まあそう思ひます。

○荒木正三郎君 そうすれば教育といふものが一党一派に左右されないうるか、そういうことは原則は非常にいいものだと思ふのです。そういう趣旨から教育委員会というものが生まれて来て、そしてそういう同じ趣旨から教科書の検定制度といふものも作られて来たと思ふのです。それをまあ局長は肯定されたわけなんです。そうすると若しこれを要するといふことになる、その根本趣旨を要えなければならぬと思ふのです。教育といふものを政党政派に超越してやつて行こうといふ趣旨を今度は政党政派に利用されて、左右されても構わないと、こういう考へが出てこない、私は文部大臣

に移すといふ考へは出て来ないと思ふのですがね。どうですか。

○政府委員(田中義男君) お話は、中央にあれば政党政派の左右するところとなり、これを地方に持つて行くならそういうことがないのだ、こういうふうなお話にも受取れると思ふのです。

○荒木正三郎君 私は誤解しないようにしてもらいたいと思ひます。私は初め言つたように政治は政党的責任政治でやつて運行されているのです。教育委員会は政党的責任政治です。これはだから教科書の検定制度が教育委員会に移されているのも、教育行政が教育委員会によつて運営されているのも政党政派に左右されないう原則の上に立つておると思ふのです。そういう趣旨においてこの検定制度がきめられて来ていると思ふのです。何も中央は政党政派に左右される、地方はきめられていない、そういうものじゃなしに、内閣といふものは政党的責任政治です。教育委員会というものはそんなものじゃありません。性格が違ふのですから、そこで教育委員会に教科書の検定制度を任かしてあるわけなんです。これを否定するといふことは、そして文部大臣に移すといふことは、これは到底根本的な考へ方に変更を来たすことになるのじゃないかといふことを言つておるわけ

です。

○政府委員(田中義男君) 教育委員会法が制定されましたのは、確かに先ほど申上げましたように、教育民主化の線に沿つたものであることは、これは当然で、誰も否定するものがないと思ひます。ただ現実今このこの検定権に關する新たな措置が、それでは民主化の線に逆行するじやないか、こ

ういふことになるかと申しますと、これは御承知のように検定そのものが、決して文部大臣が検定を行うとなりまして、文部大臣がこれを勝手にやつておるわけじやございませぬ、それには御承知のように教科用図書検定調査審議会といふものがございまして、而もそれが二つの審議会に分れて、双方根本問題を検討し、又具体的には検定そのものの事務をも行なつて、そしてその答申をなしまして、その答申に基いて大臣が検定をする。

而もその検定事務そのものは、御承知のように委員が各地方からそれ／＼選出されました教育委員なり、或いは学識経験のかた／＼によつてその調査検定事務をなされておるのてございまして、決してその審議会の運用が適正である限り、お話のように必ずしもそれを以て民主化に反したものであると、かような結論を下されるのじやないかと思ふのであります。

○荒木正三郎君 私は、この二つの問題はこれは大臣にお尋ねをしなうかならん問題だと思ふのです。私はもうほかの問題を、余り細かい問題を尋ねようとは考へておりません。従つて今の質問内容はあらかじめ大臣にお話し願つて、十分答弁できるようにして頂きたいと思ふのです。ただちよつと意外に感ずるのは、教科用図書の検定について、教科用図書検定審議会です、これがあつて、これが民主的にやられておるのだといふことになる、大臣は大体判別を捺しておる、これできまつたことをそのまゝやつておるのだ、そういうことですか。

○政府委員(田中義男君) よほど重大なる事故のない限りその答申を尊重し

○**荒木正三郎君** やはり検定権は文部大臣が持つておるわけなんで、将来も持つということになれば、それは教科用図書審議会は、私は諮問機関に過ぎないと考えるのです。諮問機関に過ぎないと思うのです。諮問機関であらうと思う。従つて私のさつきお尋ねした原則論については、何の影響も私はないと思うのです。そういう意味で、私は技術的なことをお聞きしても余り意味がないと思うので、大臣が見えてからこの点について質問したい。

は、文部省のこの案を私は否定して、その立場から聞いているのじやなくて、私はやはり現在の教科書の在り方、ということは非常に重大な問題で、文部省自身がこういふことを考える経緯、というものもわかるのです。私は併しこの委員会にこの法律案を諮るのならば、私は率直に言つて文部当局はもつと資料を与えてやらなければいかんと思ふのです。従つてああいう質問が繰返されるのですね。荒木委員の質問の

審議会の話をされている。世上、文部大臣が今度は権限を持つという場合には、問題はそれらの審議会を廃して、文部当局それ自身の意思を以てきめるのかきめないのかということがむしろ

度審議会というものは、文部省にある
審議会のうちでは最も私は民主的にて
きていると思うのです。日教組の代表
なんかも要求通り入れている、最も私
は民主的にやつて来たと思うのです。
そういう制度というものも、この委員
会に資料として知らせて、そうしてこ

審議会は、どう持つて行くのだという資料を我々に与えて、そうしてこの法律案の審議にかかれれば、事態は又別なものになると思うのです。それがないから当然、さつき須藤さんが言うように、文部大臣がその権限を持つということをこの法律で規定するならば、あとは文部当局が勝手にものを処して行くのだつたらば、これは極めて問題は重大であるとして、この問題はいろいろ紛糾すると思うのです。従いましめてここに当然教科書の検定課の課長も

を出すときには、もつと資料を出し、そうして荒木委員から質問のあつたことなんか当然予想されることなので、これに対しては整然と説明ができるようにしておいて頂きたいと思うのです。私もあと局長に聞くことはないので、私も大臣にあととは聞かなければならん問題なので、一応この段階で文部省に御注意申上げるといふのは筋じやないが、あえて私は御注意申上げます。

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○委員長(川村松助君) 速記をやめて下さい。

○委員長(川村松助君) 速記を始め
て。大臣が見えましたから。
○荒木正三郎君 先ほどから田中局長
にお尋ねをした点と重複するわけですが、教科書検定の問題について大臣に
お伺いしたいと思うのです。その第一
点は、教育の、何といひますか、在り

中立性ということを主張されておるやうであります。教育基本法の第一条が二条であつたと思うのですが、教育は一党一派に偏してはならんということとがございます。私どもも教育の問題が一党一派に左右されることが、利用されるということがあつてはならんと思うのです。そういう趣旨から、教育委員会の制度が生れて来たものと考へてゐるわけなんです。それでこの教育委員会の制度というのは、これは我が国にとつては戦後の新しい行き方であつ

来ているのじやないかというふうに私は考えているわけなんです。その教育委員会に教科書の検定権を認めたということも、私はやはり教育の最も重要な材料である、教科書が、その内容においても政党政派に制肘されないのであるという趣旨からも、教育委員会にこの検定権を認めたものだ、こう思うのです。ただ暫定措置として当分文部大臣が検定を行うと、こういうふうになつておると思うのですが、この際文部

す。
○国務大臣(大連茂雄君) これは検定
権でありますから、私は文部大臣が検
定権を持つということが必ずしもい
ゆる教育の中立性を脅かすというふう

ほど教育委員会に検定権を持たしたというところは、或いはそういう意味も含まれてゐるかも知れませんが、併し私どもは大体教育委員会が設置せられた本旨である地方のそれらの事情に即応して、そうして地方の民意に即した教育が行われるように、こういう趣旨か

権を持たして、それ／＼の地方の実情に合うような教育をするために資する、こういう見地がむしろ強いのだやないか、こう思つております。

○荒木正三郎君　今大臣がおつしやつたような理由も、私も相当大きな理由だと思ふのです。ところが今度教科書の検定については教育委員会からこれを文部大臣に移すということなんですが、教育委員会に検定権を持たしてどうも都合が悪かつた、こういうことがあるならお聞かせを願いたいと思つ

○國務大臣(大連茂雄君) 御承知の通り、また今日まで地方の教育委員会が検定権を行使してはおらんであります。ただ恐らくは法律の上で教育委員会に検定権を持たしたという主な理由には、先ほど申上げたような意味では、併しかつたかと思うのでありますが、併し實際を見ますと、教育委員会に検定権を与えるということがいろいろ／＼の意味で支障が予想される。この点は私丁度欠席をしておりましてよく存じませ

ことであらうと思うのですが、とにかく教育委員会に検定権を持たせるといふことはいろいろ混雑を起して、むしろ実情に合わない、こう考えますので、検定権に関する限り一元的に文部

にするためにこの法律案を出した、こ
ういうわけでございます。

○荒木正三郎君 検定権が教育委員会
にあるといろ／＼混乱が予想される
と、こういうことなんです、これは
予想される混乱を防止するという方法
がないのですか。どういふ私は混乱が

あります。併し先ほど大臣もお話になつたように、教科書の検定を教育委員会がやると、こういうことを決定したのには、私は、私が申上げた理由と、更に地方の実情に即するような教育をやつて行きたいという理由があると思つて、そうですね。そういう立派な目標を捨てて、そうして中央一本でやると、そこまで行かなくても、予想される混乱はできるだけ少くして、そうして当初の目的を生かす途はないのかということですね。

り只今までは文部大臣が事実上検定を行つて来ておるのであります。ところがこの検定による教科書の種類、その他非常な多数に上つておることは御承知の通りであります。で、展示会を開いてその採択、その選択をするというくことも、これも實際は決してうまく運営されてはおらん。その間に各出版会柱のいわゆる売込み競争といひますか、いろいろの問題が起つて、それでこれが社会的にも問題となり批判的

検定をいたしましたが、今日の現状はさようなことになっておるのであります。それがそれ／＼の、文部大臣も検定をする、それ／＼の各都道府県の教育委員会も検定をする、こういうこと

検定に合格した。隣の県では不合格だ
というようないろ／＼の、又それ／＼
教科書を作るほうでも何県向、何県向
というようないわゆる教科書の一口に
言うとう地方版のようなものができて来
る、これは只今お話になりましたよう
な地方の実情に即するという点から見

れば望ましい点もありまするけれども、併しそれは、何と申しますか、教材その他の採択取捨によつて地方に合ふような教育をするということは不可能ではないことでありまして、今日では文部大臣が検定を一元的にやつておつても、いろいろの問題が起つて、世間では、こんなことならむしろ国定教科書にしたほうがいいのじやないかという、いわゆる逆コース的な議論まで出ておるといふのが現状であります。これを四十何県の各都道府県で皆まづまちな検定をするということになり、従つて各府県に向くような教科書が非常に数多くできるというような場合を想像いたしますと、これを文部大臣が一元的に検定することにして、別にこれといった障害もなし、又地方の事情に應ずるためには教材その他の取捨ということがあるのでありますから、そのほうが適當であらう、こう思つて法律案を提出した、こういうわけであります。

○荒木正三郎君　私も今の現状において文部大臣の検定権をすつかり外して教育委員会一本でやるかどうかという、これは非常にいろいろな困難が予想されます。従つてこれは実際問題としてなか／＼困難な問題であるといふふうには考えております。併しなから、といつて教育委員会の現状がそういう事情だから、将来に互つても教育委員会には全然検定権を与えないのだ、こういうことになることについては、かなりの私は疑義を持つているわけなんです。それから教科書の検定を一元化する、これは長所もありますし、又同時に欠点もあるわけなんです。それから一元化する方法として必

ずしも文部大臣に持つて行かなくても、そういうまあ今は文部大臣の諮問機関ですか、そういう性格のものにかつてゐる教科用図書検定審議会ですか、こういう機関に委ねてもいいじゃないかと思ふのです。私どもは、やはり問題になる点は、現在の政治はやはり政党の責任政治です。文部大臣もやはり政党の政策を実行すべき立場にあるわけなんです。これは私は悪いとは思いません。当然その党の文教政策を遂行するということは当然なことであります。併しこれは自由党が正しいと考へてゐる文教政策も、我々の側から見れば又反対の意見もあることもあるわけですから。そういう点から言つて、やはりできるだけ文部大臣が一元化する場合でも文部大臣が検定権を持たなければならぬと私は考へなくてもいいと思ひます。むしろそれに代るべき機関を作つてもいい、いろいろ方法があると思うのです。ですから、ここに教育委員会に検定権があつたのを全然なくしてしまふと、こういうのじやなしに、もう少しこれを指導援助するという機関を持つたらどうか。なお当分文部大臣が続けて行くというなら私はいいと思ふのです。折角美しい合理的な趣旨に基いて持つてゐる検定権をこの際完全に移してしまふということについては、私は疑義があるわけなんです。そういう点について文部大臣はこの際にどうしても取上げなければならぬ、こういうふうに考へておられるのは、非常に強い意思があるのは、どういふ理由なんですか。

○國務大臣(大藏茂雄君) 非常に力んでゐるといふわけではないのです。たゞお話の通り、そのために特別な機

閣を作つて検定をするということも、これは一つの考え方であらうと思ひます。ただ現在は御承知の通り文部大臣が一応検定に當つてゐるのであります。そうして文部大臣の實際の検定機關としては、その方面の實際に當つて教職員の代表の職員であるとか、その他の各方面を代表する人々によつて委員會を作つて、そうしてその審議によつて検定をしておる、こういう実狀であります。これはまあ將來非常な亂暴な文部大臣でも出て、自由党なら自由党、改進黨なら改進黨、共產党なら共產党の主張を書いておる者だを檢定に合格させて、そうでない者を不合格にする、そういう亂暴なことをすれば別問題でありますが、併し從來の實際の行き方から見て、その点の心配は一応ないのじやないか。私は、理論上どうしてもこれは文部大臣に檢定權を、その權限を与えなければならん、理論的にそうでなければならんとは思ひません。思ひませんけれども、現在の実狀におきましては、今日まで文部大臣がやつておるのですから、今のやうに各都道府県教育委員會の檢定の仕事を外すということになれば、一應文部大臣がやるというのが一番適當な方法ではないか、こういうふうに考えておるわけでありませう。

○相馬勲治君 文部大臣にお尋ねいたしますが、日本の教科書の檢定の制度というのは、やはり終戦後現行法というものは暫定的な意味合いを含めて作られていたと思うのです。從つて今日こういう法律案が出てくるのが、その内容と時間とについて問題があらうとしても、必然的な一つの運命を持つていたと私は考へてゐるのです。そこ

で質問が甚だ先走つて恐縮ですが、假に本法律案が成立して文部大臣のみが、検定権を持つた場合に、従前の検定の審議委員会、これらのものに対してはどのようなかに考えているか。というのは最初検定委員会もかなり問題があつたのですが、こゝ一、二年は概括して評判よくやつて来たと思ふのです。かななり民主的な考慮が払われて来たと思はれ、承知しているのです。そこでこの法律案の改正を基礎として、そういう検定制度の審議会なんかについても何か一つの新たな構想を持つてゐるとするか、それと私どもは承わらなくちやならない。従つて大体今までの方法を守つてやつて行く考えか、それとも將來この問題は文部大臣が、より権限を把握できるように、そういう審議会のものゝ廃止の方向にでも持つて行く考えがあるかどうか、よまないとは思ふのだが、念を入れておかなければならぬと思ふので、それらの点についての見解を承わつておきたい。

○國務大臣(大達茂雄君) この法律案は、申し上げます通りに、現在の状態を一応法制的に検定させるといふことであります。従つて現在の検定のための組織、機構、そういうものを今この機会に変えてどうかという考えは持つておりません。要するに現在の状態が、法律上あつちこつちに規定もありますし、その点非常にあいまいな点もあります。で、ありますからして、一応現状のままを法制の上で明らかにして行きたい、こういう趣旨にとどまるのであります。この機会に何か特殊の検定のやり方等について變えて行く、そういうことは考えておらないのであります。

○須藤五郎君 現在でも教科書の検定諮問審議会というものですか、それは存続しているわけなんですか、そうして機能を發揮しているわけなんですか。

○政府委員(田中義男君) 先ほど申し上げましたように、現在教科用図書検定調査審議会というものが政令によつて設置されております。で、その中に、更に先ほど申しましたように、二つの分科会に別れまして、そうして教科用図書の検定に関する大きい方針の問題を討議いたします分科会と、更に具体的な検定をいたしますための審議会と、二つあるわけがあります。

○須藤五郎君 その審議会のメンバーというものは、どういう手続で選ばれておるのですか。

○政府委員(田中義男君) これは政令によりますと、形式の上では文部大臣が任命する、こうなっておりますが、併しその内訳におきまして、教科書図書検定審議会の委員は一部学術或いは学識経験者、更に現場の教育職員、こういうふうなものを以て構成することになつておるのであります。

○須藤五郎君 私もこの法案の審議に先立つて、この前文部大臣に一般文教政策について質問いたしましたのは、それでありませう。文部大臣、要するに大達さんが文教に対してどういう考えを持つていらつしやるかということを先ず伺つておかないと、これから出て来る法案がはつきりして来ないので伺つたのでありますが、大達さんは、この前に要するに私が代と憲法の主権在民とをお尋ねしましたときに、君が代という字句は主権在民の憲法と抵触するから好ましくない言葉だが、君が

の教育関係についての災害の状況を調査いたしました。なお罹災児童についての世話をする、例えばいろいろ「教育用品であるとか、或いは教科書であるとか、

とか、そういうものを現地に、急送いたしまして、速かに学校が開かれるように、これはやはり学校が早く開かれるということが現地の一般人心の安定の上からいっても、いわゆる親心と申しますか、非常に関心が持たれておるようであります。そういう点で現在災害救助法の範圍においては無論でできるだけのことをしております。それからそのほかの恒久対策と申しますか、或いは教育施設の被害についての復旧の問題であるとか、そういう点につきましてはは中央において御承知の通り水害

対策協議会というものが副総理を主にして各関係省一結の協議会ができております。これは、無論大蔵省も入つてゐるのでありますが、それ／＼所要の計画を持ち寄りまして、そうしてそこで災害対策のための予算措置その他の方法を協議して参つておるのであります。

○須藤五郎君　それじゃ今度の水害対策として文部省としてはどれだけの予算を請求なさいましたか。

○政府委員（近藤直人君）　私から代りまして御報告申し上げます。今度の西日

本の被害に對しまして、文藝關係の災害復旧費所要経費の總額は、被害總額が四十六億八千六百万円、それを査定をいたしまして、三十七億九千万円を被害總額といたしまして、それに対して例えば公立学校の施設復旧につきましては三分の二の補助を要求する、或いは社会教育施設につきましては二分の一の補助を要求するという形式をとる

りまして、昭和二十八年度分といたしましては十八億、昭和二十九年分といたしましては九億という額によつております。なおこのほかに、先ほど御質問ございました被災学生への奨励とか、或いは被災学生に対する教科書の支給とか、そういった面につきましていろいろ考慮いたしまして、それ／＼災害対策委員会におきまして教度打合せをいたしまして、只今申上げましたような数字がほぼ最終額でございます。

○須藤五郎君 今の学生の教科書とか何とかの災害補助の問題が出ましたのですが、それはなんですか、義務教育を受ける学生だけに聞きますか、大学……

○政府委員（近藤直人君） これは大学生でございます。それから教科書その他につきましては学用品の支給につきましては、これは義務教育費関係でございます。併しながら高等学校の生徒に関する教科書につきましては考慮をしなければならぬので、これは別途予算を要求いたしております。

○委員長（川村松助君） 大臣に先に質問をお願いいたします。迎えに来ておりますから。

○須藤五郎君 それじやこの問題に關しましてはまだ質問したいことがありますが、あと廻しにします。それじや今の文部省の態度の程は知りたいたいのですが、地方及び中央の災害対策本部に文部関係として何人くらい文部省から出しておりますか。

○政府委員（近藤直人君） お答えいたします。西日本の水害地に対しましては、田中教育施設部長を初めといたしまして、関係各局から、数字ははつき

りいたしておりますが、四名随行で参つたはでございます。それから和歌山の水害地につきましては指導課長を中心といたしまして関係官が三名参つております。

○須藤五郎君 そうしてその派遣した人たちは、単に被害地を歩いて調査してあるだけですか、何か具体的にいろいろな仕事をしていらつしやるのですか、どういふことを主にやつてらつしやるのですか。

○政府委員（近藤直人君） 勿論奥当局に参りましてお見舞を兼ねまして現地をつぶさに視察いたしました。中には飛行機に乗りまして参つてゐるものもございます。現地に参りましてそれ／＼被害の状況を調査したわけでございまして、報告によりまして何分まだ交通が回復しておりませんので、十分なことではないのでございまして、併しながら概略の報告は参つております。

○須藤五郎君 もう一点。私も九州も視察し、和歌山も行って今朝帰つたわけなんですけれども、いろいろ／＼現地の状況を見て非常に心配に堪えない点がたくさんあるのですが、文部省から出してある人たちが、現地からどういう要求を文部省に対して出しているか、又どういふ報告を派遣委員が寄越しているか、概略を、重要な点を伺いたいと思ひます。

○政府委員（近藤直人君） 現地に参りまして、概略の報告を受取つております。併しながらまだ数字その他につきましては推定もございしますので、明確な点を申上げかねるのでございますが、概略の報告書は受取つております。只今私手許に持ち合せております

んが、この次の機会に皆様に御配付いたしまして御説明申上げたいと思ひます。

○鈴木幸弘君 議事進行。今、須藤委員から水害の問題で質問があるようですが、特別委員会を作つて、大体会水害関係はそこを以て一任するといふことになつておると思ひますので、今日は大臣が予算委員会に呼ばれてゐるということですが、一つ大臣に対する質問をやつて頂きたいと思ひます。

○須藤五郎君 大臣に対しての質問は簡単にして大臣を解放するということには私も同意はしておりますが、水害に関する問題は水害対策委員会に任じて、ほかの委員会では審議しないといふことは承服できない。なぜならば、私は水害対策特別委員会に参加してない、それじや議員の一人としてこの重要な水害問題に対して発言の機会がないといふ。そんな馬鹿なことにはないと思ふ。御委員の発言に対しては私反対します。飽くまでこの水害についてこの委員会において発言をいたしたいと思ひます。まだ／＼私は尋ねたいことがあるのです。要するにこれは危険校舎の問題と関連して来ると思ふのです。ですから私はこれを聞いてるわけです。危険校舎の法案を審議する前に一応伺つておきたいと思ふから質問してゐるのです。それに対して現地の要求、それから派遣委員の報告などが、具体的にどこで言つてもらえないのでは、非常に困るのです。若し今日言えなかつたら次の機会において、改めて次の機会に私はしてもらいたい。

○委員長（川村松助君） ほかに御質疑ありませんか。他に御質問がなければ

質疑は打切りと決定して御異議ありませんか。

【異議なし】と呼ぶ者あり

○委員長（川村松助君） それでは学校教育法案の一部を改正する法律案に対する質疑は終了したものと認めて御異議ありませんか。

【異議なし】と呼ぶ者あり

○委員長（川村松助君） ちよつと速記をとめて

【速記中止】

○委員長（川村松助君） 速記をつけ

○委員長（川村松助君） それでは次に危険校舎改築促進臨時措置法案を議題にいたします。

この法律案は去る七月十四日に提案理由の説明を聞いております。質疑は本日初めてでございます。質疑に入ります前にお諮りいたしますが、逐条審議に入りますか、総括質問と一緒に御質疑に入りますか。要するに総括逐条の差別なしに御質疑を承ることで御異議ありませんか。

【異議なし】と呼ぶ者あり

○委員長（川村松助君） それではそういうことに決定いたします。御質疑のあるかたは御発言願ひます。

○相馬助治君 これは衆議院で改正になつてゐますか。

○委員長（川村松助君） 衆議院のほうでは附帯決議があるといふことは聞いております。

○相馬助治君 附帯決議があるだけですか。この費用負担区分の数字が變つておりませんか。おりませんか。

○委員長（川村松助君） 危険校舎のほうは政府原案通り可決になつておるやうであります。

○相馬助治君 全会一致……。

○荒木正三郎君 私は文部省の危険校舎の改築に対する方針を伺つておきたいと思ひます。私の考えでは、従来から三カ年計画とか或いは五カ年計画とか、そういう計画で危険校舎を解消して行くのだ、こういうふうな説明をしばしば聞いておるわけなんです。併しどうも私に言わせれば了解できないわけなんです。それで公立学校の校舎は大部分が木造校舎ではないかと思ふのです。で、これは三カ年や五カ年で解消する性質のものでなしに、今度の予算では十億増額されて二十二億になつてゐるわけなんです。これだけの予算では解消しないよりも、危険校舎は殖えるじやないか、数字的に言つて。そういう私には結論が出るのです。従つて従来から説明されたような三カ年計画とか、五カ年計画では対処できない性質の問題だ、こういうふうには了解してゐるのですが、文部大臣としてはこの改築の計画についてどういふ考えを持つておられるのか、この際承つておきたいと思ひます。

○國務大臣（大達茂雄君） 只今お話の通り、現状はすでに危険な状態でありまして、これを三年計画とか五年計画というところでやるというところは甚だ手ぬるいと思ひます。実際に合はないうい、こういう御意見は御尤もであると思ひます。ただこれに幾分でも補助をして促進をするといふことにしなれば、地方の財政事情によりましてなかなかこれは危険校舎といふものを解消することはできないのが実情でありまして、従つて補助金の支出をするにつくしまして、これを一時に補助金を出すといふことになれば非常に結構な

のでありますが、これも国の財政の事情でそう一時に出すというわけにも行かない。仮に三分の一の補助を只今危険校舎と考えられるもの全部に行き渡すように国の予算措置を講じてみても、いわゆる中央は中央の財政事情がありまゝから、これに即応して全部の危険校舎を一、二年のうちに解消する、全部改築をするという事は、これは事実上はできないという事情であります。殊に補助いたしましたものとことにつぎましても、起債の枠がそれだけ取れなければ、自己資金でそれだけのことをするという事は、地方の財政が許さないのであります。その点から、甚だ遺憾でありますけれども、或る程度の年次計画によらざるを得ない、こういうのが実状であります。で、政府で提出しました十二億圓という算出の基礎は、現在危険なりとして使用を禁止し又は制限をされておる校舎、建物というものが四十八万坪に達している、これを年々十二億圓として四カ年のうちに改築をしたい、こういう案であつたのであります。これは勿論多々益々弁ずるでありますが、多ければ多いほど結構です。今度衆議院のほうで更に十億圓をこれに附加えて二十二億という予算になりましたから、その点は著しく初めの案よりは進捗することになるわけでありまして、四十八万坪と言ひましても、これはいゝゆる危険であるという極印の打たれた建物であります。そのほかに事実上これと同等と見ても差支ないような老朽危険の校舎といふものがまだ百數十万坪を残してあるのであります。今後できるだけ速かに老朽校舎の改築を進めて参りたい、こう思つております。

○荒木正三郎君 私、この法案の趣旨で、これは非常に賛成をしておるものであります。併し今の危険校舎を改築するために年次計画を立てて、そうして遂行せられるということも、これは当然なことだと思つております。併し問題はそれだけでお終ひになる性質のものではないと思ひます。まあ文部省側のいろいろの説明によると、五十年以上経つて危険なものがある、六十坪以上ある。併しこれは固定したもののじやないのです。これをどう改築して八年か十年かかつて改築した場合には、更に次の危険校舎が相当出てくる。従つて危険校舎の改築は年次計画でやり続けるのは非常に結構ですが、永久的な性質を持つておるものじやないかと思つております。そういうことについて文部省も十分考へになつてこの法案を出しておられるのか。或いは今当面しているものを年次計画でやつて終つておられるのか、そういう点をお伺ひしておきたい。

○國務大臣(大藏省) お言葉の通り、年々老朽校舎といふものが殖える理窟であります。ただ御承知のように戦時中随分学校を軍需工場に転用して困らしてつた、そういうようなこともあります。又戦後におきましても木材の統制というやうな事情もあつて、なんと申しますか、危険校舎は、今日校舎を危険に陥れた一つの責任が国のほうにあるといふことは、これは否定できないのであります。それで、そういう戦前戦後を通じての特殊の事情によつて今日は非常に危険老朽校舎といふものが溜つておるといふか、非常に殖えてゐる、それをこの際対象として早く解消したい、こういうのが大体この法律案の趣旨であり、従つてこれは臨時措置法といふ字が使つてあります。まあとにかく今までの非常な危険校舎は溜つてゐる、そのことについては國として一部の責任を負わなければならぬやうな事情もあるし、とにかくこれを差当りの対象として早く危険を解消したい、こういうのが当面の法律案の趣旨であります。その後に年々危険校舎といふものが殖えるわけでありまして、これを解消されれば、これは戦前戦後を通じての異常な状態といふものが一応解消されるのであります。普通の状態に戻つて来る。まあそれはそれとして、今日の特殊な状態に即応して、御承知の通り國庫補助の途を開かれましたのが二十八年度の予算から初めてあります。今までは國庫補助がなかつた。で、とにかくこれは相済まんこともあるからして、とにかく急いで、これを対象として極力やつて行きたい、こういう趣旨であります。

○荒木正三郎君 この法案は、名前の通り臨時的措施であるといふことは、今の説明でよくわかりました。そうすると、臨時的措施としての改築しようとしておる建物の坪数ですね、それは四十八万坪を予定しているのか、百六十五万坪ですか、これを予定しているのか、この臨時措置法で。

○國務大臣(大藏省) これは百六十五万坪を対象として行きたい、かように考えております。

○荒木正三郎君 そうすると、百六十五万坪を大体何年くらいでやりたい、こういうお考えですか。

○國務大臣(大藏省) これは予算措置を伴うものでありますから、ここではつきりしたことは無論責任を持つては申上げられないのであります。私どもの氣持としては五年か七年ぐらゐの間に解消したい、こう思つております。

○荒木正三郎君 併しそれは僕は少し了解に苦しむのですが、当面臨時措置として危険校舎の改築をやろう、こういうことを決定なさつて、そうしてその目標を百六十五万坪だということになれば、これは大体何年ぐらゐの計画でやろうといふことは当然その次に上つて来る問題だと思ふのですが、それが外されて本年度の予算が組まれるといふことは、恐らく私は考えられない問題だと思つてゐるのですが、そういう点はどうでしょうか。

○國務大臣(大藏省) これは先ほど申し上げましたように、初めの予算を組んだときの計画では、百六十五万坪のうちで現にこれはもう危険で使つていけない、こういうことになつてゐるものが四十八万坪あるから、先ずそれを目標に四カ年計画で一坪一万圓、コンクリート建てと木造建築を両ほう合せまして平均して、無論コンクリート建築のほうは非常にパーセンテージが少ないのであります。平均して坪当たり三万圓、それに対する三分の一補助として一万圓で一坪が改築ができる。補助としては一万圓で、そこで十二億圓でありますから十二万坪、これを四カ年として、四十八万坪、こういう計算であつたのです。併しそれで無論十分ではないのであります。先ほど申し上げましたように、百六十五万坪といふものがとにかく老朽、危険な状態にある、それを衆議院のほうで今度十億圓更に追加計上して修正されたわけでありまして、四十八万坪だけを対象とすれば先ず二カ年でやれるかも知れない。けれどもまあ欲が出たといふわけじやありませんが、私どもとしては四十八万坪といふものは第一期の話でありまして、百六十五万坪を改築したいといふことを考えておりますから、そこで二十二億圓に増額して頂いた、これが衆議院を通過してその予算が成立すれば、まあそれに便乗するといふわけじやありませんけれども、とにかく増したということになれば、今後引續いてそれと同額若しくは同額以上の予算を、大蔵省と折衝して予算を計上することによつて是非とも百六十五万坪といふものを五年なり七年なりの間には直して行きたい、こういうふうな考えであります。

○相馬助治君 文部大臣にお尋ねしますが、具体的なことですから事務局から答えさせて下さつても結構です。第二條の二項の政令を定める場合に文部省としては校舎の建築後の経過年数のみによつて定められる予定ですか。それとも老朽校舎でなく若く校舎が大部分ありますから、こういうものも含めて實際上の危険校舎の総坪数を基礎としてやられるのですか、先ずこれを承わります。

○政府委員(近藤直人君) お答えいたします。政令で定める場合の、まあ計画でございまして、只今私どもの考へる数字でございまして、これは府県から報告をとりましたその数字を基礎にいたしまして、危険度につきまして具体的に判定する。例えば垂直荷重とか鉛

直荷重とか、そういった技術的な見地からこういった校舎の危険度というものを判定しまして、必ずしも年齢には拘泥しないで実際の危険度ということを中心において物差を拵えるわけでございます。その場合に年齢を全然心の外に置くといたしますと、又非常にその点混乱が起るわけです。現実には年齢でとっておりますので、ですから必ずしも年齢を度外視するということになしに、年齢も参考にし、且つ又技術的な危険度を考慮いたしまして一つの物差を置くということに、これはなか／＼むずかしい作業だと思っておりますが、今それを折角計画しております。

○相馬助治君 極めて結構なことで、それはその通りに行くように期待して了解します。

次に当然国庫補助金を出す場合には、鉄筋のもので、これは防火地区内においては差支なくもあらうと思ふのですが、防火地区以外の場所では鉄筋の立派なものを建てる、そういう場合には、防火地区以外であるからとして国庫補助の枠から外されるということとを一部で心配している向きもありませんが、これについてはどういふふうにお考えですか。

○政府委員(近藤直人君) 私はその通りに行くように、この予算の配分の基準が鉄筋の場合が大体八五%、間違った木造の場合が八五%、鉄筋の場合が一五%ということでは予算ができておりますので、と申しますのは、一応従来の実際の統計から防火地区の耐火建築を調べました結果、このパーセンテージが出ておりますので、これは決していい加減な数字じやございません。

ん。その数字によりまして一応予算ができておりますので、従いまして防火地区から鉄筋の申請があつた場合には、これは一五%のうちから優先的に考慮するというのが、これは当然であると思ひます。而して大体防火地区を全部一五%で満配してしまつてあとに残らないということになりますと、防火地区以外には全然考慮できないという結果になるわけでございますが、併しながら場合によつてはいろいろ府県によつていろいろ事情は違ひますので、鉄筋の分でも多少余裕ができた、従つて防火地区のみならず準防火地区までも鉄筋ができるという面がなきにしもあらず、そういった面につきましては鉄筋の予算を配分する。原則におきましてはすべて木造で配分するのでございませう。木造で全部一応配分いたしまして、それから防火地区は幾らだ、準防火地区は幾らだという申請をとりまして、それに更に追加をする、つまり木造の場合は二万四千でございませう。それから鉄筋の場合は五万七千、従つて二万四千で一応配分いたしまして、そうして鉄筋の申請がありました場合には更に追加するというやり方をしております。従いまして防火地区以外には全然鉄筋の配分がないということには必ずしもならないと思ひますが、原則といたしましては、やはり先ほど申しましたように、防火地区を優先的に考えるということになつております。

○相馬助治君 今おつしやつたような気持ちで取扱われることを期待いたします。そこで最後に私、文部大臣にお尋ねしたいのですが、この危険校舎は、小

中学校だけでなく、高等学校も各府県であるわけですが、従いまして文部大臣は、高等学校の危険校舎の問題に關しては地方公共団体の財政的な現状を考慮して、閣議その他においてもその地方公共団体に起債の枠を拵けてやるとか、或いは又時期的には緊き融資を出してやる、財政的考慮をするとか、文部大臣自身の積極的意思によつて高等学校の危険校舎解消のために御働き願ふものとは確信してございます。従いまして本法案の審議において、全国の高等学校のために一言私はこの際文部大臣のこれらに關する御所見を承わつておきたいと思ひます。

○國務大臣(大藏省雄吉君) これは文部省の説明によりまして、高等学校の危険校舎と認められるものの坪数が四十八万坪に達しておつたのであります。これは只今のところでは補助の途がないのであります。これもできるだけの努力をするということになりますけれども、先ほどお話がありましたように、義務小中学校のほうは非常に一日も早くやらなければならぬという状態でありまして、補助を持つて行くということはなか／＼むずかしい、あと廻しにせざるを得ないということでありませう。従つてこれは単独起債でやるより仕方がない。この起債の枠が今七十億というものが単独事業の中にあるのであります。これは義務教育だけでありませう。高等学校のほうもできるだけ起債の枠をとりたい。これが實際はなか／＼金がないとかいふことでむずかしいものであります。今後は努力したいと思つております。

○相馬助治君 それらの事情は、むずかしいということを知承してありますから。こういう立派な法律案を出して行きまする文部省は、当然高等学校の分についても御考慮されるものと、こういう予想の下に、まあすべてむずかしいといふことは私も承知してありますが、格段の努力をこの際一つ要請しておきます。

○須藤五郎君 先ほど、又水害に入るようでありませうが、決して水害に限つたことではないのであります。西日本本水害三十七億、そのうち十八億を二十八年度、十九億を二十九年度と答へになつたと思つたのですが、ところが倒れてしまつたり、潰れてしまつてゐるのに、こんなに遅れて、二十九年度なんといふことを言つておつて済むことではどうか、どうでしょうか。私は和歌山へ行つて来て見ますに、全壊或いは流失が十五校、それから半壊が三十何校といふふうには和歌山でもなつておりますが、学校の授業ですから休むことはできない。それをどういふふうにするつもりなのか、それに対する対策を只今伺つておきたい。

○政府委員(近藤直人君) お答えいたします。先ほど申し上げました昭和二十八年度十八億、昭和二十九年九億という割振りは、これは事業量を考えた上の割振りでございまして、決して何れも二十八年度は十八億で、それ以外は手を着けないという趣旨のものではございません。事業量から勘案いたしましてかような割振りをいたしたわけではございません。なおこのほかに応急的に資金を要するものがございまして、これは例の緊急融資と申します。緊急資金をこれは現に通知を出しまして、それからすでに災害地の府県は応急の資金を用いております。

○須藤五郎君 学校の授業に支障を来さないという確信を以つてこれだけぢやんとやつて行けるという見通しが立つてゐるわけなんですか、和歌山の水害対策に対してはそれじやどういふふうな対策を立てられましたか。

○政府委員(近藤直人君) 私申し上げましたのは西日本の水害の対策を申し上げましたので、これにつきましては御承知の水害対策特別委員会がございまして、それで決定を見たわけでございます。和歌山のほうにつきましてはまだ私はその具体的な対策につきましては結論が出ておらないと思つております。これにつきましては目下連絡を取つておりますが、報告を集めつつあります。まだ具体的な対策はできておらないと思つております。

○須藤五郎君 今すぐ夏休みがもう近いですが、八月一ぱいくらい夏休みが續くとしても、九月から授業を始めなかつたらん。そのときに今頃まだ対策が立つていないといふことで九月からの授業がやつて行けるのですか、どういふ方法でやろうとするのですか。

○政府委員(近藤直人君) 勿論お話の通り九月の新学期までには必ず学校を開いて教育に支障のないようにするといふことは当局といたしまして十分考へておるところでございまして、緊急融資の通牒を出しました場合にもそういう旨を県の教育委員会の委員長さん宛、或いは県知事宛に通知をいたしております。和歌山の場合におきましても勿論それと同じことでございまして、九月の新学期には是非教育の支障のないように開校するという趣旨で対策を進めております。

○須藤五郎君 それでは対策を立てる以上、緊急対策費を計上しなくちゃならないと思うのですが、政府はそれだけの緊急対策費をとにかく出されたので

すか。

○政府委員(近藤直人君) 先ほど私は和歌山に関する水害報告は手許にまだ資料は持合せておりませんと申し上げましたが、極く簡単な報告、七月二十二日現在の簡単な報告は参つておりますので、それについて申し上げますと、校舍の被害は和歌山は九億一千五百九十九万一千円、九億一千万、これは校舎、校地、設備を全部含めてございます

が、九億一千万という報告が参つております。これは小学校、中学校、高等

学校全部合わせまして、それから奈良県が一億四千万、合計いたしましたら十

億五千万という報告が参つております。これは七月二十二日現在でござい

ますので、その後お報告が来つたと思つてお

つております。それを本にいたしまして至急西日本の水害の場合と同

様な対策が立てられなければならないと、かように考えております。

○須藤五郎君 私は今度の災害が非常に大きかつたことは、建設省の災害復

旧が今年度に入つてやつと二十三年度の災害復旧がなされておるような状態

です、それでそれからだん／＼四年間か五年間かされて来てる、そのため

に災害が非常に大きく今度来ていると思つたのです。危険校舎なども百六十万

坪というものを七年もかかつてやるよ

うなことは、次々と災害のほうがあ

つから追いかけて来て、とにかく追

つかんことになつてしまつて、そして

大きな災害が前途に待ち受けているよ

うな感じがして非常に心許ないので

す。ですから今度のこの危険校舎改築

促進臨時措置法は、私は決して反対は

しないのです。反対はしないけれど

も、非常にまだ内容が不十分だとい

うことを考へるのですが、どうぞ先ほ

ど相馬議員もおつしやつたように、も

つともつと積極的に考へないと、大

きな災害が前途に待ち受けているよ

うな非常な不吉な予感がしますから、この

点大いに努力してもらいたいと思いま

す。

○政府委員(近藤直人君) 老朽危険校

舎は災害の場合に一番先にやられると

いうことは、もうまさに御指摘の通り

で、従来まあジョーン台風とかキジア

台風なんかの例によりまして、大

体、老朽校舎がまず先に倒れておるよ

うな現状でございますので、この際老

朽危険校舎の改築促進の法律によりま

して是非老朽校舎の改築を進めまし

て、併せて災害の場合の対策にする

ということは、これは必要であると思

つております。なおそういつた点につ

きまして今後とも我々は大いに推進い

たしたいと、かように考えておりま

す。

○高橋道雄君 二十八年度の本予算の

提出される前の本委員会におきまし

て、そのときは事務次官が出ておられ

たときでありましたが、危険校舎四十

八万坪ということが基本になつての予

算ができておるらしいが、我々はそれ

を基礎にせず百六十六万坪に直して

計上されるのが妥当じゃないかとい

うな意見を出したことがあつたので

あります。そのとき事務次官は、従来

四十八万坪ということを主張しておつ

たので、今百六十六万坪に主張を変え

ることが困難だという話をされたこと

があるものでありますが、今日は大臣は

危険校舎は百六十六万坪だということ

を仰せられておられますので、これはま

あ二十九年度の予算になりましようか

ら、或いはまあ調査が進むとか、別の

状況判断によつたとかいふような見解

を別にするとはできると思ひます

が、大臣のお考えとしては無論百六十

六万坪というものを現状において危険

校舎と認めて進むというふうなお考え

であるということに了解してよろしう

でございますか。

○国務大臣(大達茂雄君) さようで

ございます。

○高橋道雄君 それからもう一点お尋

ねしたいのは、第一条の目的に臨時

に「という言葉が入つておりますが、

これはその百六十六万坪が完成するま

でという意味に解していいんでござい

ますね。

○国務大臣(大達茂雄君) さようで

ございます。

○高橋道雄君 それからもう一点、こ

れは相馬議員のお尋ねになつたことに

関連がありますが、この危険校舎を改

築する場合に鉄筋に直すということに

ついて、管理局長から、二十八年度の

予算は従来鉄筋と木造とできるその比

率に応じて厳格な比率において予算を

計上したという御答弁がありました

が、若し鉄筋にすることを積極的に認

めるといふ御方針がはつきりい

たしますならば、木造でやるよりはむ

しろ鉄筋でやつたほうがいいというよ

うなことで、そういう希望なり実

際の措置が殖えるだろうと私はまあ思

うのです。又これは奨励しても遠い将来

のことを考へるならばそのほうがいい

とも思ふのでありますが、そういうこ

とをもつと強力に積極的に鉄筋にした

ほうがいいというふうな方針を明示さ

れるようなお考えはないでしようか。

それを御尋ねします。

○国務大臣(大達茂雄君) 鉄筋にする

ことは非常に結構であることはもう問

題ないのであります。ただ鉄筋と木

造の場合には経費が非常に違うのであ

りますから、今与えられておる予算の範

囲におきましては特に鉄筋にするよう

にという奨励をするということも余り

積極的に行ふことは困難で、又地方の

側におきましては鉄筋でやるのが非

常にはいいということとは問題ない

のであります。これもやはり地方の

財政の事情で、やはり木造で我慢しな

きやならんという場合が非常に多いか

と思うのであります。この辺はそれぞ

れの実地の情勢に鑑みましてできるだ

け鉄筋が多くなることは無論希望し

ておることでありまして、事情の許す

限りそういう方向に持つて行きたいと

考へます。

○吉田高次君 机上の論というものと

実際というものは非常にそこに差が

あるものであります。九州の今度の水

害というものに対して、建設省の方面

から見ましても、従来のこの風水害に

よる費用が約束をせられておる額が一

千億と言われておるのであります。そ

れがまだ今日で上つておらないこと

ろへ、今度又あの水害によりまして約

五百億の費用が要するというのである

と、一千五百億の費用が通計して必要

になつて参ります。併しそれに対する

対策などということも容易なことでは

ありませんし、曾つてあの九州の水害

につきましては野田卯太郎大臣が国費

のいわゆる予算の五分の一を投じて大

改築と言いますか、計画の下にあれ

をやつておいたのが一朝にしてああい

うふうになつてしまつたといふような

ことから考へますと、建設省が一十

五百億の建築費が必要である、従来一

千億からのこの繰越になつておるもの

ができておらないといふようなことか

ら考へますと、風水害に対すること

だけでも危険校舎に対する改築とい

うものが非常にむずかしいものだと思

うのであります。殊にすべての人は目

につくものを早急にやろうといひまし

て、実際問題としての教育の方面に関

心を持つ人は少からうと思ふのです。

又一番かような方面が遅れがちのよう

になるのであります。によつて、この

風水害にかかわらず、危険校舎の方面

につきましては最善の努力を一つして

頂きたいという希望を私は述べてお

きます。

○委員長(川村松助君) ほかに御質疑

ございませんか。

○委員長(川村松助君) 本案に対する

御質疑は終了したものと認めて御異議

ありませんか。

○委員長(川村松助君) 御異議がない

と認めます。

それではこれより討論に入ります。

御意見のおありのかたは賛否を明らか

にしてお述べを願ひます。

○相馬助治君 只今議題となつてあり

ます危険校舎改築促進臨時措置法案

の討論、採決の段階に入つたわけだ

が、私はこの際各委員の御賛同を給

ふることができまするならば、次の附

帯決議を本法案に付したいと思ふので

ございます。それはこの際この法律案に

三

第七部 文部委員会会議録第十三号

昭和二十八年七月二十七日

【参議院】

つきまして質疑の段階において明らかにされたこととありますが、本来ならばこの法案を一部修正すべき意見をも持つのでございますが、質疑の段階において大連文部大臣を初め政府委員の説明を我々は多く了とするものでございませう。従いましてこの際この法律案の成立に当つて国会の意思を明らかにするために附帯決議を付したいと存するのでございませう。以下案文を讀上げまして各位の御賛同を給うたいと存じます。

危険校舎改築促進臨時措置法案
に關する決議

本委員会は、危険校舎改築促進臨時措置法案について、次の附帯決議を附して賛成する。

一、第二条第二項の政令を定めるに當つては、校舎の建築後の経過年数にかかわらず、実態に基づく危険校舎の總坪数を基礎とするよう措置すること。

二、危険校舎改築費国庫補助金の予算については、防火地区外にても鉄筋造（鉄骨造を含む）が建築できるよう措置すること。

三、危険校舎改築については、その緊急性に鑑み、合理的な年次計画をたてて、速かに完了するよう予算措置すること。

四、高等学校の危険校舎について、その実情に鑑み、改築に必要な経費に於いて国庫補助の方途を講ずること。

以上でございませうが、どうかこれをこの法案の案文とともに付して審議の対象とされて各位の御賛同を給うたいと存するのであります。

なお私は本法案に対して以上の附帯

決議を付して賛成でございます。

○須藤五郎君 私はこの法案に対して反対を表明するものであります。なぜかと申し上げますと、この危険校舎をこの法案によつて早く解消するようにしよという趣旨に對しては、私は反対するわけではないので

す。賛成なのであります。百六十万坪の危険校舎を五年、七年かかつてやろうというその方法に對しては、その内容に對して私は賛成すること

はできないのであります。なぜかといふと、金がない／＼と言いがら、保安隊費には莫大な金を使つてゐる。その一食分を割いてもこの百六十万坪の危険校舎はたどころに立派な学校にする

ことができる。この危険な状態に七年間も放置するといふやうな、こういうことは重大な教育上大きな支障を来すことになると思ひますから、

こういう不十分な法案に對して私は積極的の賛成を述べることができないのであります。ですから、この法案の方向といふよりもむしろ内容が非常に不十分だといふ点で、私はこの法案に反対の意思を表明したいと思ひま

す。

○委員長（川村松助君） 念のために申上げますが、先に相馬君の発言に基いたところの附帯決議を含んで討論をして頂きたいと思ひます。

○荒木正三郎君 私は先ほど相馬委員から述べられた危険校舎改築促進臨時措置法案に關する附帯決議を併せまして本法案に賛成したいと存じます。特に第二項の危険校舎の改築については、防火地区以外にも鉄筋造の建築でやるように措置すること、この点は特に私は要望したいと思ひます。今次の水害

等の経験から見ましても、多数の児童を預る校舎がやはり堅牢でありたいといふ非常に強い念願を持つておりま

す。そういう意味においてこの条項を特に強く要望いたしまして、附帯決議に併せて賛成するものであります。

○高橋道男君 私も先ほど相馬委員から提案された決議を含んで本法案に賛成するものであります。危険校舎といふことが年来問題にされながら今日に至るもなお百六十六万坪という大量な危険校舎を残して問題が解決されずにおることは、我が国の現状として誠に遺憾至極でございますが、今回のこの法的措置によつてその危険が一日も早く解消されるやうな基礎がはつきりと立てられることは、誠に喜ばしいこと

でございます。ただ危険校舎があり、それが天災などに罹つた場合に現実の災害を受けて、そのために将来ある少年少女の命が奪われるといふやうなことが若しあるといひますならば、それこそ取返しつかないことが起るのであつて、そのときになつて初めてあれは危険校舎であつたんだ、手当をすればよかつたんだといふやうな言葉が出るのでは、時すでに遅いと言わなければならぬのであります。私は保安隊のできる当時から、あの費用の半分でもこの校舎改築のほうに投ぜられるならば五年を待たずして二年或いは三年で以つてこのやうな危険が一切除去されるという上から、勿論保安隊自身は必要だと思ひますけれども、同時に或いはそれ以上にこの危険校舎の解消は将来の我が国を守る上に最も重要な施策でなければならぬと思ひます。そういうやうな上から考えましても、この法を本として更に強化して

一日も早くこの危険が解消することを期待して、本法案に附帯決議を含めて賛成するものであります。

○吉田萬次君 私は事柄につきましまして實際問題と議論というものは相当隔りがあるといふことを先ほど申しましたが、非常にこれはむずかしい問題でありますので、いろいろなことを附加えずして、先ほどの相馬議員の修正意見を加えた案に賛成いたします。

○委員長（川村松助君） 別に御意見もなければ、討論は終結したものと認めて御異議ありませんか。

○委員長（川村松助君） 御異議はないと認めます。

それではこれより採決に入ります。危険校舎改築促進臨時措置法案を議題に供します。本案を可決することに賛成の方の御起立を願ひます。

（賛成者起立）

○委員長（川村松助君） 多数でございます。危険校舎改築促進臨時措置法案は多数を以つて可決することに決定いたしました。

なお只今討論中にありました相馬委員の附帯決議を付する動議を議題といたします。本附帯決議を付することに於いて賛成の諸君の起立を願ひます。

（賛成者起立）

○委員長（川村松助君） 多数でございます。よつて相馬君提出の附帯決議は可決せられました。

以下慣例に従ひまして事務的処理をなすことを御承認願ひたいと思ひます。御異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ者あり）

○委員長（川村松助君） 御異議がないやうでありますから、そういうことに決定いたします。賛成の方の署名を願ひます。

多数意見者署名

相馬 助治 大谷 實雄

長谷部 ひろ 荒木正三郎

杉山 昌作 高橋 道男

鈴木 幸弘 吉田 萬次

○委員長（川村松助君） それでは本日はこれを以つて散會いたします。

午後四時三十八分散會

七月二十五日本委員会に左の事件を付託された。

一、私学教職員共済組合法制定に關する請願（第二三九七号）（第二四六二号）（第二四七七号）（第二四八号）

一、西日本災害地出身学生援助に關する請願（第二四〇五号）

一、危険校舎改築費国庫補助増額等に關する請願（第二四四四号）（第二六七七号）

一、書道教育改革に關する請願（第二四六四号）

一、公立学校災害復旧費国庫補助等に關する請願（第二五〇四号）

一、高等学校定時制教育および通信教育振興法制定に關する請願（第二五〇五号）

一、学校給食法制定に關する請願（第二五三四号）（第二五七三三号）

一、公立学校施設費国庫負担法制定に關する請願（第二五七二二号）

一、義務教育施設完全整備に關する請願（第二五七四号）

一、学校給食法制定等に關する請願（第二五五四号）

一、六・三制学校屋内運動場建設費国庫補助に關する請願（第二六六

(一)

一、危険校舎改築費国庫補助増額に
関する請願(第二六六九号)(第二
六八二号)

一、積雪寒冷地小学校屋内体機場建
設費国庫補助に關する陳情(第二
五六号)

一、へき地教育振興法制定に關する
陳情(第二五七号)

一、義務教育費国庫負担の特例措置
反対に關する陳情(第二五八号)
(第二五九号)(第三一一号)(第三
一二号)

一、私学教職員共済組合法制定に關
する陳情(第二六〇号)(第二九五
号)

一、青年学校振興法案中一部修正に
關する陳情(第二七〇号)

一、台風第二号等による被害私立学
校復旧費国庫補助の陳情(第二九
九号)

第二三九七号 昭和二十八年七月九
日受理

私学教職員共済組合法制定に關する請
願(七通)

請願者 静岡市追手町七二番岡
雙葉高等学校内 熊田
薫子外百七名

紹介議員 深川タマエ君 須藤
五郎君

私立学校の教職員は、国、公立学校の
教職員の職責と全く同一であるのにそ
の待遇は常に下位に置かれ、また本人
および家族の疾病、休業、分へん等に
対する保護、転退職、老後の給付等の
施策が全く行われないために、多年に
わたつて現在と将来に失望と不安を持
ち、これが教育の振興充実に重大な支

障をきたしてきた実情であるから、私
学振興のため私学教職員共済組合法を
すみやかに制定されたいとの請願。

第二四六二号 昭和二十八年七月十
日受理

私学教職員共済組合法制定に關する請
願(三通)

請願者 静岡市八幡三〇三番岡
女子商業高等学校内
長島行吉外五十一名

紹介議員 深川タマエ君 須藤
五郎君

この請願の趣旨は、第二三九七号と同
じである。

第二四七七号 昭和二十八年七月十
日受理

私学教職員共済組合法制定に關する請
願(三通)

請願者 秋田市下中城町四秋田
和洋女子高等学校内秋
田県私学連合会内 高
橋五郎外三十五名

紹介議員 長谷部ひろ君

この請願の趣旨は、第二三九七号と同
じである。

第二四八八号 昭和二十八年七月十
日受理

私学教職員共済組合法制定に關する請
願

請願者 長野県松本市大字筑摩
私学協会内 飯島權藏
外五十八名

紹介議員 深川タマエ君

この請願の趣旨は、第二三九七号と同
じである。

第二四〇五号 昭和二十八年七月九
日受理

西日本災害地出身学生援助に關する請
願

請願者 東京都板橋区板橋町九
ノ一、六〇二 中山千
里

紹介議員 矢嶋 三義君

今次の西日本災害地出身学生に対し、
(一)災害学生の授業料の全額を免除す
ること、(二)すべての災害学生に特別
育英資金を交付すること、(三)厚生補
導費から災害学生に見舞金を支給する
こと、(四)各大学は災害学生に旅費そ
の他一時金を貸与すること、(五)救援
隊り災害学生の国鉄運賃を全額免除する
こと、(六)試験実習等に対する特別措
置ならびに出欠制の緩和を図ること、
(七)災害学生のアルバイトをあつせん
すること、(八)災害者は六百万石の備
蓄米を即時放出すること等の援助措置
を講ぜられたいとの請願。

第二四四四号 昭和二十八年七月十
日受理

危険校舎建築費国庫補助増額等に關す
る請願

請願者 埼玉県北葛飾郡南橋井
村長 小川文章

紹介議員 石川 榮一君

小学校危険校舎改築は、六・三制中学
校の建築により不可能の実情にあるか
ら、これら危険校舎のすみやかなる整
備のため、(一)昭和二十八年年度の国庫
補助額は三十三億四千万以上とするこ
と、(二)補助率は三分の一以上とするこ
と、(三)補助対象となる校舎の年齢制
限を設けないこと、(四)改築費の地元
負担金は全額起債を認めること等の措

置を講ぜられたいとの請願。

第二六七七号 昭和二十八年七月十
六日受理

危険校舎改築費国庫補助増額等に關す
る請願

請願者 京都府南桑田郡本梅村
長 森丈太郎

紹介議員 井上 清一君

六・三制の実施により地方財政は過度
の財政負担に圧迫せられ、加うるに財
源は極度に乏しく、年とともに窮乏を
たどつていくため、危険校舎の改築は
自力では絶対に不可能であるから、昭
和二十八年年度において危険校舎改築費
を三十二億四千万および屋内運動場建築費
を九億四千万国庫補助せられたいとの請
願。

第二四六四号 昭和二十八年七月十
日受理

書道教育改革に關する請願

請願者 東京都品川区西大崎四
ノ七八〇 豊道庵中

紹介議員 草葉 隆圓君

今日、わが国教育の全般から見て書写
能力向上の必要と美的情操教育との二
つの面は、見のがすことのできない問
題であるから、国語科のうち「書き方」
「習字」および「芸術科書道」その他新
時代の要求から生れる分野をも含め
て、時代に即した新しい内容を持つ書
道(習字)科を独立教科とし、小学校
から大学に至るまで一貫した一大体系
をうちたてその徹底を期せられたいと
の請願。

第二五〇四号 昭和二十八年七月十
三日受理

公立学校災害復旧費国庫補助等に關す
る請願

請願者 島根県議会議員 中島
龍一

紹介議員 小浦 彬君

公立学校の施設整備については昭和二
十二年度以降国庫補助および市町村負
担によつて年々整備せられてきたが、
義務教育実施のためにはいまだおおく
の問題が残つており、市町村の財源だ
けでは到底解決できないから、(一)公
立学校災害復旧費国庫負担制度、(二)
積雪寒冷地潤滑地帯義務設置学校の屋
内運動場建築費国庫補助制度、(三)未完
成中学校々舎の急速整備のための国庫
補助制度等を立法化するとともに、危
険校舎改築費国庫補助の確保および補
助額以外は金額起債承認方について善
処せられたいとの請願。

第二五〇五号 昭和二十八年七月十
三日受理

高等学校定時制教育および通信教育振
興法制定に關する請願

請願者 島根県議會議長 中島
龍一

紹介議員 小浦 彬君

全国数十万に及ぶ勤労学徒に希望の光
を与えんとともに、国家興隆に多大の
寄与をさせるために、高等学校定時制
教育および通信教育振興法を制定せら
れたいとの請願。

第二五三四号 昭和二十八年七月十
三日受理

学校給食法制定に關する請願(四通)

請願者 岡山県児島郡八浜町長
山田俊三外四名

紹介議員 加藤 武徳君

学校給食は、法的根拠がないため、常に予算審議に当つて不安動揺が絶えないことは、真に遺憾の極みであるから、(一)小麦粉、脱脂粉乳代金の全額国庫負担、(二)学校給食調理室の充実強化、(三)給食用物資の免減税、(四)生活保護法の改正による困窮者の救済、(五)給食関係者(栄養士を含む)の身分の保障等の措置を講じ、すみやかに学校給食法を制定せられたいとの請願。

第二五七三号 昭和二十八年七月十五日受理
学校給食法制定に関する請願
請願者 岡山県倉敷市立東小學校内 久山林太外一名
紹介議員 江田 三郎君 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第二五三四号と同じである。

第二五七二号 昭和二十八年七月十四日受理
公立学校施設費国庫負担法制定に関する請願
請願者 東京都港区愛宕町港区立愛宕中学校内全日本中学校長会内 野口彰

中等普通教育を施すための学科担任制の教育は、音楽、理科、図画工作、職業、家庭等実験実習を必要とする特別教室をはじめ職員室、衛生室、図書室、小使室、宿直室等の管理室を不可欠の条件とするから、公立学校施設費国庫負担法を制定しその内容として建設費の算定基準となる坪数を生徒一人当り一・二六坪とせられるとともに合

理的年次計画(目標五箇年)を定めてその財源措置を講ぜられたいとの請願。

第二五七四号 昭和二十八年七月十五日受理
義務教育施設完全整備に関する請願
請願者 東京都新宿区長 岡田 昇三外十九名
紹介議員 内村 清次君

教育の基盤となる教育施設の現状は真に寒心に堪えない実情で、義務教育に施設においても児童生徒一人当りの応急最低基準にすら達しない現況であるから、(一)未完成中学校の急速整備のため国庫負担予算の増額とその立法化を図ること、(二)危険校舎、戦災校舎の改築復旧のため、国庫補助予算の増額を図ること等の措置を講ぜられたいとの請願。

第二六五四号 昭和二十八年七月十六日受理
学校給食法制定等に関する請願
請願者 山梨県庁内山梨県学校給食推進協議会内 五味 洋

この請願の趣旨は、第二五三四号と同じである。

第二六六一号 昭和二十八年七月十六日受理
六・三制学校屋内運動場建設費国庫補助に関する請願(二通)
請願者 京都府南桑田郡西別院村別院中学校組合内 平田一義外七名
紹介議員 井上 清一君

六・三制実施に伴う教育施設は、一応完備しつつあるが雨天の場合はもちろん冬季地面の凍結または積雪のため毎年十月末から三月中は屋外運動場は使用不能であり屋内運動場の建設は生徒の体育向上を期する上に必要であるから、現下の農村経済の窮状にかんがみ屋内運動場建設に対し国庫補助せられたいとの請願。

第二六六九号 昭和二十八年七月十六日受理
危険校舎改築費国庫補助増額に関する請願(二通)
請願者 京都府船井郡瑞穂村長 貞守一二郎外三名
紹介議員 井上 清一君

京都府瑞穂村立三ノ宮小學校は、建築以来五十年以上を経過しているため、老朽全くなはなはだしく教室の大半および体育館等は使用禁止命令を受けている実情にあるが、本村は中学校の増築および高等学校の新築その他道路、通信機関等の整備に多額の費用を要した関係上、本小學校校舎の改築は村財政ではきわめて困難であるから、本校舎改築のため相当額の国庫補助を講ぜられたいとの請願。

第二六八二号 昭和二十八年七月十七日受理
危険校舎改築費国庫補助増額に関する請願
請願者 京都府南桑田郡樫田村長 久保増太郎外五名
紹介議員 井上 清一君

危険校舎の改築を促進するため、(一)危険校舎改築促進臨時措置法の立法化を図ること、(二)同法中に危険度の高い学校から補助金を交付し、補助率を二分の一とする規定を設けること、(三)本年度三十三億円の予算化等を実現せられたいとの請願。

第二五六号 昭和二十八年七月十日受理
積雪寒冷地小学校屋内体操場建設費国庫補助に関する請願
陳情者 宮城県仙台市立上杉山通小学校内 山内才治

積雪寒冷地における小学校の屋内体操場建設に国庫から補助されたいとの陳情。

第二五七号 昭和二十八年七月十日受理
へき地教育振興法制定に関する陳情
陳情者 宮城県仙台市立上杉山通小学校内 山内才治

わが国教育の向上は、へき地教育の振興なくしては絶対的あり得ないことであり、へき地教育の振興はへき地教育振興法の立法化によつてのみ達せられるから、すみやかに本法の立法化を実現せられたいとの陳情。

第二五八号 昭和二十八年七月十日受理
義務教育費国庫負担の特例措置反対に関する陳情
陳情者 京都府議會議長 北村 平三郎

今回公布された政令百六号の内容ならびに特例法は、義務教育費国庫負担法の立法精神をじうりんし憲法の保障する義務教育無償の原則ならびに教育の機会均等の精神に違反し、国の負担責任を回避するものであるから、政府は

国庫負担を完全に行い、いやしくも一部府県に対しその取扱いを異にするが如きことのないよう政令百六号ならびに特例法を撤回せられたいとの陳情。

第二五九号 昭和二十八年七月十日受理
義務教育費国庫負担の特例措置反対に関する陳情
陳情者 東京都目黒区議會議長 堀野昭輔

政府においては、東京都外一部府県に対する義務教育費国庫負担を廃止または減額しようとする趣意であるが、東京都の二十三区における如く被災小學校の復旧および危険校舎の改築あるいは二部教授の撤廃等幾多の問題がいまだに解決されないう現状下にあるにもかかわらず、このような措置を実施することは教育水準の向上に重大な支障をもたらすことになるから本措置には反対であるとの陳情。

第三一一号 昭和二十八年七月十七日受理
義務教育費国庫負担の特例措置反対に関する陳情
陳情者 東京都杉並区議會議長 宇田川謙太郎

義務教育費国庫負担法に基く職員給与費の半額交付は東京都に対しても何ら手心を加うることもなく是非とも規程通りの交付せられたいとの陳情。

第三一二号 昭和二十八年七月十七日受理
義務教育費国庫負担の特例措置反対に関する陳情
陳情者 愛知県碧海郡矢作町長

稲垣利作外一名
義務教育費国庫負担の特別措置は、愛知県にとつても、県民にとつても重大な財政的影響となるから、絶対に反対であるとの陳情。

第二六〇号 昭和二十八年七月十日
受理

私学教職員共済組合法制定に関する陳情(十通)

陳情者 静岡県浜松市松城町八
六誠心高等学校内 白
井保外二百十二名

私立学校の教職員は、国、公立学校の教職員の職責と全く同一であるのにその待遇は常に下位に置かれ、また本人および家族の疾病、休業、分べん等に対する保護、転退職、老後の給付等の施策が全く行われないうちに、多年にわたつて現在と将来に失望と不安を持ち、これが教育の振興充実に重大なる支障をきたして来た実情であるから、私学振興のため私学教職員共済組合法をすみやかに制定されたいとの陳情。

第二九五号 昭和二十八年七月十五日
日受理

私学教職員共済組合法制定に関する陳情

陳情者 長野県松本市大字筑摩
松商学園内長野県私学
協会内 飯島權藏

この陳情の趣旨は、第二六〇号と同じである。

第二七〇号 昭和二十八年七月十日
受理

青年学級振興法案中一部修正に関する陳情

陳情者 山形市旅籠町三〇一山
形県教育庁内山形県青
年学級連絡協議会内
佐藤信保

青年学級振興法案の内容は、年来待望して来たものと相当の隔りがあるから、(一)青年学級を社会教育法第二条および第三条の精神による市町村教育委員会の社会教育機関として位置づけ、本法案第五条第三項を削除すること、(二)青年学級に青年学級運営委員会を置き、これに必要な諸規定を第二章に挿入すること、(三)本法案第三章第十八条を「この法により設置された市町村の青年学級に対しては予算の範囲内でその運営に要する経費の三分の一以内を補助する」と改め同条中「左の各号に掲げる要件……」としての一項から六項までを補助算定の基準として政令で定めるとすること等の実現を図りたいとの陳情。

第二九九号 昭和二十八年七月十五日
日受理

台風第二号等による被害私立学校復旧費国庫補助の陳情

陳情者 大分県庁総務部財政課
内大分県私立学校連合
会内 岩田正外一名

台風第二号ならびに今回の豪雨により大分県下私立学校も県公立諸学校と等しくきわめてじん大な被害をこうむつたが、先年のルース台風の場合と等しく県立諸学校が県費ならびに国庫補助によるばく大な出費によつて修理復旧されているのに比べると私立学校はわずかに生徒の家庭による寄附金と相当の金利を付し返還の義務ある私学振興会の貸付金とにより修理に尽力してい

る実状であるから、これら被害各学校に対し応急の救済策を樹立して被害総額の半額でも国費をもつて補助せられたいとの陳情。

昭和二十八年九月十一日印刷

昭和二十八年九月十二日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局